

## **[事案 2020-163] 契約者貸付利息免除請求**

・令和3年3月19日 和解成立

### **<事案の概要>**

減額手続き時に契約者貸付金の全額弁済がなされていなかったとして、利息免除等を求めて申立てがあったもの。

### **<申立人の主張>**

平成26年2月に契約した養老保険について、令和元年の減額変更の際に、契約者貸付金の全額弁済を求め、所定の手続きをとったところ、減額分についての貸付金と利息の清算はされていたものの、弁済期が到来していない分は清算されていなかったため、少なくとも手続き後の遅延利息は免除してほしい。また、一連のやり取りで、保険会社を信頼するに値しないと感じたことから、本契約を無効とし、既払込保険料を返還してほしい。

### **<保険会社の主張>**

以下の理由により、申立人の請求に応じることはできない。

- (1) 当社では、減額に伴う返戻金から弁済期限の到来していない貸付金を差し引いて支払う処理を行うことはできないため、仮に申立人から全額弁済の申出があったとしても、そのような申出を受け付けたとは考えられない。
- (2) 減額変更等請求時のやり取りに問題があった事実は認められないことはもとより、申立人の主張の根拠は、本契約を無効にするだけの法的根拠を欠いている。

### **<裁定の概要>**

#### **1. 裁定手続**

裁定審査会は、当事者から提出された書面にもとづく審理の他、減額時の説明内容と和解を相当とする事情の有無を確認するため、申立人の事情聴取を行った。

#### **2. 裁定結果**

上記手続の結果、契約者貸付にかかる利息免除等は認められないものの、以下の理由から、本件は和解により解決を図るのが相当であると判断し、和解案を当事者双方に提示し、その受諾を勧告したところ、同意が得られたので、手続を終了した。

- (1) 減額時に、申立人が希望しているとおりに全額の貸付金を精算することは、その場で現金で精算するという方法により可能であったが、申立人の事情聴取からは、その説明を受けた旨の陳述は得られておらず、保険会社は、約款にもとづく対応をしたと反論するのみで、現金での精算が可能であった点については一切回答していない。
- (2) 保険会社の対応は、申立人の希望を汲んでおらず、減額手続きの際に適切な案内がされたかについて、疑義が生じると言わざるを得ない。